

## 適切な引用とは？

論文等を出版する場合とその論文等をウェブサイトで公開する場合とで引用のあり方が異なるわけではありません。出版する段階で適切な引用がされている論文等を、その論文等の著作権者の許諾を得てウェブサイトで公開することには、何ら問題は生じません。

「引用」については、著作権法第三十二条に定められており、引用する際には第四十八条に定められている「出所の明示」をすることが必要です。

適切な「引用」であることを判断するため、次の点にご留意ください。

1. 「引用される」著作物が、すでに公表されたものであること。

\*未公表の手紙、日記、論文等は引用できません。

2. 「引用される部分」がその他の部分と明瞭に区別できること。

\*文章を引用する場合、カギ括弧でくくったり、フォントを変更したりするなど明確に区分する必要があります。

\*図表、写真等を引用する場合、引用箇所を脚注で示すなどする必要があります。

3. 「引用される」著作物の「出所の明示」が必要です。

\*参考文献としての表示あるいは脚注等が必要です。

4. 「引用する側」の著作物が主であり「引用される側」の著作物が従の関係であること。

\*その引用をする必要性があること

\*引用の範囲が必要以上の分量ではないこと

\*引用する部分を勝手に改変しないこと

なお、著作物は「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義されています。事実やデータの単なる羅列は著作物には該当しません。著作権者があらかじめその利用は自由であるとして公開しているもの、著作者の死後50年が経過したのものにも著作権は発生しません。

参考)

1. 著作権法第三十二条： 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

(以下、略)

2. 著作権法第四十八条： 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

(以下、略)

3. OCW@KU 学内者向けガイドライン

<http://ocw.kyoto-u.ac.jp/copyright/copyright09.htm>

